

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 30 日

館林市長 須藤 和 臣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
館林市足次地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
法人 1 経営体
個人 14 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体や新規就農者への農地集積・集約化を図り、高付加価値化や 6 次産業化等による収益性の高い農業経営を推進する。